



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行: 社会保険労務士事務所フェニックス

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-10 クロスタビル 5F

TEL 082-846-6481 FAX 846-6482 mail:sr-shinozaki@wi.kualnet.jp

10

2017



## 賃金不払残業に関する監督指導 不払い残業代は総額127億円余り

厚生労働省から、本年8月、「平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。

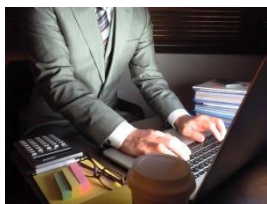
この是正結果の公表は、平成14年度から毎年度行われているものです。

今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、昨年4月から本年3月までの期間に不払いだった割増賃金(不払い残業代)が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。



### 平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント

- |                            |                                    |
|----------------------------|------------------------------------|
| (1) 是正企業数                  | 1,349 企業 (前年度比 1 企業の増)             |
| うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、 | 184 企業                             |
| (2) 支払われた割増賃金合計額           | 127 億 2,327 万円 (同 27 億 2,904 万円の増) |
| (3) 対象労働者数                 | 9 万 7,978 人 (同 5,266 人の増)          |
| (4) 支払われた割増賃金の平均額          | 1 企業当たり 943 万円、労働者 1 人当たり 13 万円    |

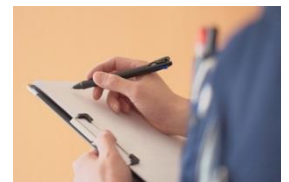


監督指導の対象となった企業では、その監督指導のもと、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組を行い、改善を図っているようです。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとのこと。

今回公表されたのは平成28年度の是正結果ですが、この頃から、働き方改革、長時間労働の是正、労働時間の適正把握などへの関心が高まっていました。そんな中、賃金不払残業に関する是正企業数などは減少していません。

このような結果になったのは、実質的に賃金不払残業が増えたということではなく、監督指導・是正指導が厳しくなった結果だと思われます。



たとえば、次のような些細な時間が積み重なって、多額の不払い残業代になった事例も紹介されています。



- 休憩時間中に会議が行われていた  
→ その会議の時間は労働時間 = その時間分の賃金が不払いになっている
- 会社が指示したユニフォームへの着替えを行った後にタイムカードを打刻していた  
→ その着替えの時間は労働時間 = その時間分の賃金が不払いになっている

「我が社は大丈夫」という思い込みは危険です。日頃から、労働時間は適正に把握しておきたいものです。何かご不明な点があれば、気軽にお声かけください。

## トビウズ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し③

平成 29 年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う、「配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更」を紹介します。



### 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

社員に給与を支払う際、企業は、所得税を源泉徴収する必要があります。

その税額は、社会保険料等控除後の給与の額と「扶養親族等の数」によって求めます(原則として、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を使用)。

この「扶養親族等の数」の計算方法について、配偶者の数え方が次のように変更されます。

#### ① 配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算する。

源泉控除対象配偶者とは⇒居住者〔主たる給与所得者〕(合計所得金額が 900 万円以下である者に限る。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である者

#### ② また、「同一生計配偶者」が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算する。

同一生計配偶者とは⇒居住者〔主たる給与所得者〕と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である者

<配偶者に係る扶養親族等の数の数え方の表(国税庁資料)>

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算				
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人



(補足) 同一生計配偶者のうち、居住者〔主たる給与所得者〕の合計所得金額が 1,000 万円以下である者は、年齢 70 歳以上であれば、老人控除対象配偶者となるというルールもあります。

### お仕事 カレンダー 10月



10/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(1 日～7 日)全国労働衛生週間</li> <li>高年齢者雇用支援月間</li> <li>◎定時決定により、9 月に改定された社会保険料を 10 月給与から控除</li> </ul>
10/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一括有期事業開始届の提出(建設業)</li> <li>主な対象事業:概算保険料 160 万円未満かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事</li> <li>●9 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> </ul>
10/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>●9 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>●労働者死傷病報告書の提出(休業 4 日未満の 7 月から 9 月分の労災事故について報告)</li> <li>●労働保険料の納付&lt;延納第 2 期分&gt;</li> <li>●有期事業概算保険料延納額の納付(納付対象:8 月～11 月分)</li> <li>●8 月決算法人の確定申告・翌年 2 月決算法人の中間申告</li> <li>●11 月・翌年 2 月・5 月決算法人の消費税の中間申告</li> </ul>

◆あとなぎ◆